

# デバイスほけん 重要事項説明書

この重要事項説明書は、保険のご契約に際しお客さまに十分にご理解いただきたい大切な内容が記載されています。

**契約概要** は保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

**注意喚起情報** はご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

必ずお読みいただいたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については約款をご確認ください。

## 1 商品のしくみと補償内容について

契約概要

注意喚起情報

デバイスほけん<sup>(\*)</sup>は、被保険者が所有または使用する通信機器に破損、汚損、故障、水濡れ、全損、および盗難、紛失などにより被保険者に生じた損害に対し、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金額は以下のとおりです。

保険期間通算 300,000円 まで補償		
修理費用保険金	修理不能保険金	盗難・紛失保険金
150,000円まで補償／1事故	次のいずれか低い額の30%	
	再購入の価格	
150,000円		

### ■対象となる通信機器の種類

この保険契約で対象となる通信機器の種類は、次の3点です。

- ・スマートフォン
- ・タブレット

・ノートPC

#### ■対象となる通信機器

被保険者が所有または使用する、電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器1台とし、次の①②の要件をいずれも満たす必要があります。

- ① 正常に全機能が動作するもの
- ② 新規取得<sup>(※2)</sup>日が発売開始日より5年未満のもの。なお、保険金支払いの際は、補償対象通信機器の新規取得日が証明できる書類の提出を要します。

ただし、一般消費者が通常生活の用に供する日本国内で販売されたメーカー（日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。以下同じ。）純正の製品および移動体通信事業者（仮想移動体通信事業者を含みます。）で販売された製品に限ります。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

##### [特約共通]

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）。
- (2) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- (5) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (6) 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (7) 直接であると間接であるとを問わずテロ行為によって、またはテロ行為の結果として生じた損害。
- (8) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害。
- (9) 保険責任の開始日時より前に発生した損害。
- (10) 日本国外で生じた損害。

##### [修理費用特約]

- (1) 通信機器の自然の消耗もしくは劣化もしくは通信機器の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、ひび割れ、剥がれまたは自然発熱の損害その他類似の事由に

よる損害。

- (2) 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害。
- (3) 補償対象通信機器に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣。
- (4) 平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その通信機器が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。

#### [盗難・紛失補償特約]

- (1) 保険契約者または被保険者の親族、使用人、同居人が自ら行いまたは加担した盗難(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)。
- (2) 盗難発生後60日以内に盗難の事実を発見することができなかった盗難。

(\*1) デバイス保険は、普通保険約款に特約をセットした商品の名称です。

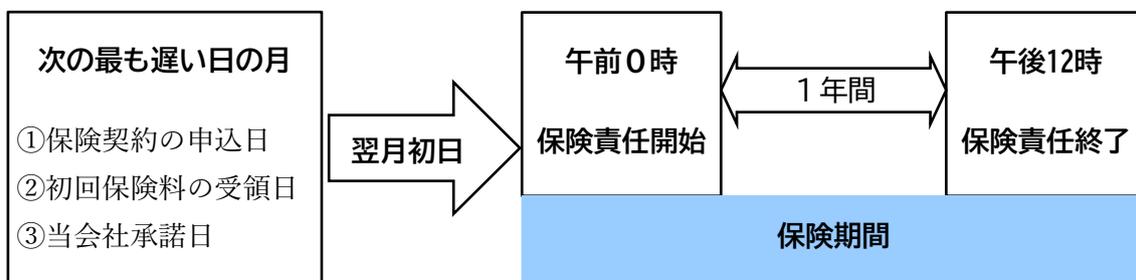
(\*2) 「新規取得」とは、補償の対象となる通信機器を購入(有償交換による取得を含みません。以下同じ。)し保証書(保証書が発行されない製品にあつては製品の出荷が確認できる文書、もしくは製品に同梱のパッキングリストを含みます。)が発行された状態をいいます。なお、通信キャリアによる所定の手続きを経ずに、対象端末を家族、知人、オークション等から購入または譲渡された場合は含まれません。

## 2 保険期間および保険責任開始日について

契約概要

この保険契約の保険期間は1年間です。

継続については、「5 保険契約の継続」をご覧ください。



### 3 引受条件（保険金額等）について

契約概要

保険金額については、「1 商品のしくみと補償内容について」をご覧ください。

### 4 保険料のお支払いについて

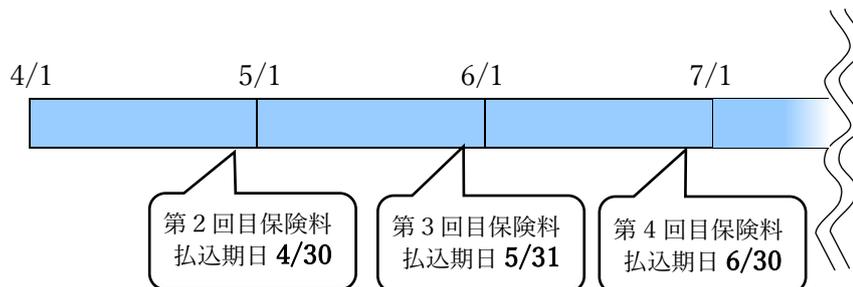
契約概要

保険料は、分割払（月払い）です。

払込方法は、クレジットカードにてお支払いください。

保険料は払込期日までにお支払いいただく必要があります。第1回保険料の払込期日は、保険期間開始日の前日とし、第2回目以降保険料の払込期日は、保険期間の初日が属する月から毎月の末日となります。

例：保険期間が4月1日からの場合の第2回目以降保険料の払込期日



第2回目以降の保険料については、払込期日の属する月の翌々月末日までを保険料払込猶予期間とします。また、保険料のお支払いがない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。なお、猶予期間中でも、保険料のお支払いがない間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

### 5 保険契約の継続

注意喚起情報

当社は、保険期間が満了する日の2ヵ月前までに、マイページにて保険契約の継続案内を行います。

保険契約者より、保険契約が満了する日の前日までに特段の意思表示がない場合は、継続前の契約内容と同一の条件で自動的に継続します。

なお、当会社の定めるところにより、継続後契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、この保険契約でお引受けできない機器へ機種変更をされた場合、その他当社の定めるところにより、ご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。

## 6 保険証券発行の省略

当社は、この保険契約において保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。ご契約成立後に、マイページにて保険契約確認証をダウンロードしてご確認ください。

## 7 事故が発生した場合

マイページより [契約一覧]

↓

[契約一覧] から対象の通信機器を選択

↓

[保険金請求] ボタン

記載内容はできるだけ詳しく入力をお願いいたします。

## 8 解約返れい金および解約のお手続き

注意喚起情報

この保険契約は、解約返れい金はありません。

解約を希望される場合は、マイページからお手続きをお願いします。

## 9 告知事項・通知事項

注意喚起情報

ご契約者には、ご契約時に当社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。ご契約時に当社が定める保険契約申込書の告知項目について事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消になります。

- ① ご契約者もしくは被保険者が保険の対象について、すでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② ご契約者もしくは被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合
- ③ ご契約締結時にご契約者もしくは被保険者による詐欺または脅迫行為があった場合

## 10 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険契約は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 11 クーリングオフについて

注意喚起情報

この保険契約は、保険期間が1年以内であるため、クーリングオフの対象とはなりません。

## 12 補償重複について

注意喚起情報

この保険契約と同様の補償内容の保険等に加入されている場合、補償範囲が重複することがあります。重複する範囲については、対象となる事故について、保険金を減額または保険金をお支払いできない場合があります。加入されている保険契約の補償内容および保険期間をご確認ください。

## 13 支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

## 14 少額短期保険業者について

注意喚起情報

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ①損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。(この「通信端末費用補償保険」の保険期間は1年です。)
- ②同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。
- ③一契約者について損害保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は10億円です。

## 15 少額短期保険業者破綻時等の取扱いについて

契約概要

注意喚起情報

(1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

- ①保険料の増額
- ②保険金額の減額

(2) 少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

## 16 個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。))」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。))」その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を遵守してまいります。

(2) 当社は、この保険契約に関する個人情報を以下の利用目的の範囲内で取得、利用、提供または登録を行うことがあります。

- ①保険契約の適正な引受・保険金支払いの判断
- ②本契約の履行
- ③付帯サービスの提供
- ④当社およびグループ会社（関連会社・団体を含みます）の商品・サービスの案内・提供
- ⑤アンケートの実施

(3) 当社は、以下の場合を除き、保険契約者、被保険者の同意がなければ第三者に個人情報を提供いたしません。

- ①法令による場合
- ②利用目的に必要な範囲内で、代理店を含む業務の委託先に提供する場合
- ③当社は、当社およびグループ会社の商品・サービスの情報を電子メールまたはダイレクトメールでご案内させていただく場合があります。お客様が、お望みにならない場合はその旨を当社にご連絡いただければ、ご案内を中止させていただきます。
- ④保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等との情報交換に必要な場合

※詳細は当社ホームページ(<https://device-hoken.com>)をご覧ください。

## 17 指定紛争解決機関について

当社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約（ADR契約）を締結しています。

少額短期ほけん相談室 0120-821-144

受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日、年末年始の休業期間除く)

## 18 デジタル少額短期保険株式会社へのお問い合わせ

この保険商品に関するお問い合わせは、当社の公式ウェブサイトでご覧いただくことが

できます。

公式ウェブサイト

<https://device-hoken.com>

お問合せフォーム

<https://digital-ssi.com/contact-form>